

一般競争入札参加申請について

業 務 名 博物館建設に伴う縄手遺跡第28次発掘調査業務委託
委 託 期 間 契約締結日から令和9年3月31日まで
委 託 場 所 東大阪市南四条町951番6から12、952番から956番
申 請 期 間 令和8年1月13日（火）～令和8年1月21日（水）
申 請 場 所 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市 人権文化部文化室文化財課にメールにて提出
提出先：bunkazai@city.higashiosaka.lg.jp
申 請 締 切 令和8年1月21日（水）午後5時30分
入 札 日 時 令和8年2月5日（木）午前10時
入 札 場 所 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市役所 16階 会議室
申 請 書 類 1部

番号	書類の名称	注意事項	様式番号
1	一般競争入札参加申請書		様式1
2	業務実績書	契約書の写し又は実績を証明する資料を添付すること。	様式2

※ 別添の制限付き一般競争入札実施要領にしたがって申請してください。

東大阪市人権文化部文化室文化財課
担当：西山
電話 06-4309-3283

一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

(あて先) 東大阪市長

住所

商号又は名称

代表者氏名

(押印省略)

令和8年1月13日付けで公告がありました、博物館建設に伴う縄手遺跡第28次発掘調査業務委託に関する入札に参加する資格について確認されたく、申請します。

(様式2)

令和 年 月 日

業務実績書

(宛先) 東大阪市長

所在地
商号又は名称
代表者職及び氏名

(押印省略可)

当社の同規模の埋蔵文化財発掘調査等業務（土木工事請負含む）における実績は下表のとおりです。

	記入例	1	2	3
調査の名称	○○建設に伴う○○遺跡発掘調査			
契約の相手方	○○府・市または○○会社			
契約期間	○○年●月～○○年●月まで			
調査面積及び 調査掘削深度	○○m ² GL から○○m			

*契約実績のある案件を1件以上記載すること。最大3件まで。

*実績証明として、記載した業務にかかる契約書の写しと調査面積及び掘削深度がわかる資料（仕様書・設計書・発掘調査報告書など）

*調査の名称・契約期間・相手方・発掘調査業務であることがわかる部分は必須
機密事項等に関する部分がある場合は、マスキング可

入札説明書

- 1 件名 博物館建設に伴う縄手遺跡第28次発掘調査業務委託
- 2 委託契約期間 契約の日から令和9年3月31日までとする。
- 3 委託業務内容 別紙仕様書のとおり。
- 4 入札金額 委託料（税込）
- 5 落札方法 本市予定価格以内の最低額とする。
- 6 契約保証金 契約金額の100分の3に相当する額以上とする（1円未満の金額は、1円に切り上げ）。ただし以下に該当する場合は、契約保証金を免除とする。
①東大阪市財務規則第117条第1号の規定により履行保証保険に加入する場合。
②契約金額が500万円未満の場合。
- 7 入札用紙 入札用紙は交付した指定用紙に限る。
訂正は認めない。入札書には、消費税込みの金額を記入すること。
入札書は同室に用意してある入札箱に投函すること。
- 8 支払い 業務完了届を提出後、一括払い
- 9 追加資料 非公開の追加資料（仕様書の別紙1～4及び別表1）については以下の期間に配布する。
令和8年1月14日（水）から16日（金）
東大阪市役所16階 文化財課窓口 9時から17時30分
- 10 質問 質問がある場合は、1月28日（水）正午までに、メールまたはFAXで提出すること。期限までに質問がない場合は「質問なし」と判断する。
- 13 その他 (1)本業務の履行にあたっては、関係法令を遵守することはもちろんのこと、人権に配慮した対応に努めること。
(2)本業務の「追加資料」については、複製・複写を固く禁じる。また、入札終了後は、「追加資料」について速やかに廃棄すること。

人権文化部文化室文化財課
担当 西山
TEL 06-4309-3283（直通）
FAX 06-4309-3823

入札のご案内

東大阪市 人権文化部
文化室 文化財課

下記のとおり、入札を実施します。

記

- | | |
|--------|---------------------------|
| 1 入札日時 | 令和8年2月5日(木)午前 10 時 00 分 |
| 2 場 所 | 東大阪市役所16階 会議室 |
| 3 案件名 | 博物館建設に伴う縄手遺跡第28次発掘調査業務委託 |
| 4 問合せ先 | 電話 06(4309)3283
(担当)西山 |

※入札日当日、連絡なく欠席又は遅刻した場合は東大阪市入札参加停止要綱取扱要領に基づき、入札参加停止の対象となる事があります。入札を辞退する場合は、必ず担当課に入札開始前までに電話連絡のうえ、連絡した日から1週間以内に入札辞退届をご提出ください。

※開札は市役所16階会議室で行うものとし、入札者の立会いは任意とする。なお、入札参加事業者には落札あるいは再度の入札の場合のいずれにおいても連絡を入れるため、必ず柔軟に対応できるよう体制を整えること。

※開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内で入札がない時は、直ちに再度の入札を行います。再度の入札の回数は2回とし、その結果落札者がないときは入札不調とします。

よって入札書は、必ず3枚ともお持ちください。なお1回目の入札に参加しなかったあるいは無効の入札をした場合は再度の入札に参加することはできません。

※仕様内容に関する質問につきましては1月 28 日(水)正午までに仕様書に記載の担当者にお問い合わせください。

※その他注意事項につきましては別紙「入札参加についての注意事項」に記載がありますので、入札日までに必ず熟読ください。

※契約条項を示す場所及び日時については、東大阪市役所16階 人権文化部文化室文化財課にて、この資料配布より上記日時までとします。

入札書について

入札書は交付した規定の用紙に限ります。訂正は一切認められませんので、誤って記入した場合は再交付の申し出をしてください。

(入札書の記入方法)

- 1 鉛筆や消せるボールペン等の訂正が容易な筆記具で記入した入札書は無効です。
- 2 本市は内税方式を採用していますので、金額欄には、消費税及び地方消費税を含んだ合計金額を、算用数字を用いて記入してください。また金額の冒頭には必ず¥マークを記入してください。¥マーク漏れの場合は無効の入札となります。
- 3 住所欄には本市に登録している会社名、会社所在地、代表者の役職及び氏名を記入し、本市届出印(使用印鑑)を押印してください。
なお、登録申請時に契約を委任している場合は受任先の商号、所在地、受任者の役職及び氏名を記入してください。
- 4 代理人をたてる場合は委任状を提出してください。その場合は前項の記載事項に続き、代理人氏名を記入し、委任状にある代理人印鑑を押印してください。

(無効の入札) 注意事項第8抜粋

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- 1 入札に参加する資格のない者のした入札
- 2 委任状を提出しない、または形式を欠いた委任状をもつてした代理人の入札
- 3 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4 金額の表示を改ざん又は訂正した入札、金額の表示が不鮮明な入札
- 5 同一事項に対して2通以上した入札
- 6 同一事項の入札について、他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- 7 入札に際して不正な行為のあった入札
- 8 再度の入札において、前回の最低価格以上の価格でした入札
- 9 その他入札に関する条件に違反した入札

入札書（記入見本）

件名 ○○○

必ず￥マークを記入してください

金額

	十億			¥	百万	1	2	3	千	4	5	6	円	7
--	----	--	--	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

契約に関する法令及び東大阪市財務規則の定めるところにしたがい、上記の金額で契約いたしたく仕様書、関係書類及び見本熟覧の上入札します。

令和〇年〇月〇日

（あて先）東大阪市長 野田義和

所在地 ○○市○○1-1-1

商号又は名称 ○○株式会社 ○○支店

職及び氏名 支店長 ○○ ○○

印

（注意）

- 数字は算用数字を用いて下さい。
- 金額の頭部に￥を記入して下さい。
- 金額等の訂正は無効です。
- 記名押印がないものは無効です。
- 鉛筆や消せるボールペン等の訂正が容易な筆記具での記入は無効です。

例

	十億			¥	百万	1	2	3	千	4	5	6	円	7
--	----	--	--	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※委任状を提出された方は、以下のとおり記名・押印してください。

所在地 ○○市○○1-2-3

商号又は名称 ○○株式会社 ○○支店

職及び氏名 支店長 ○○ ○○

代理人 ○○ ○○ 印（代理人印）

入札書

件名 博物館建設に伴う縄手遺跡第28次発掘調査業務委託

金額	十億			百万			千			円

(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

契約に関する法令及び東大阪市財務規則の定めるところにしたがい、上記の金額で契約いたしたく仕様書、関係書類及び見本熟覧の上入札します。

令和8年2月5日

(あて先) 東大阪市長 野田義和

所在地

商号又は名称

職及び氏名

印

(注意)

- 数字は算用数字を用いて下さい。
- 金額は右詰めで記入して下さい。
- 金額の頭部に¥を記入して下さい。
- 金額等の訂正は無効です。
- 記名押印がないのは無効です。
- 鉛筆や消せるボールペン等の訂正が容易な筆記具での記入は無効です。

例

	十億			百万			千			円
					¥	1	2	3	4	5

入札書

件名 博物館建設に伴う縄手遺跡第28次発掘調査業務委託

金額	十億			百万			千			円

(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

契約に関する法令及び東大阪市財務規則の定めるところにしたがい、上記の金額で契約いたしたく仕様書、関係書類及び見本熟覧の上入札します。

令和8年2月5日

(あて先) 東大阪市長 野田義和

所在地

商号又は名称

職及び氏名

印

(注意)

- 数字は算用数字を用いて下さい。
- 金額は右詰めで記入して下さい。
- 金額の頭部に¥を記入して下さい。
- 金額等の訂正は無効です。
- 記名押印がないのは無効です。
- 鉛筆や消せるボールペン等の訂正が容易な筆記具での記入は無効です。

例

	十億			百万			千			円
					¥	1	2	3	4	5

入札書

件名 博物館建設に伴う縄手遺跡第28次発掘調査業務委託

金額	十億			百万			千			円

(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

契約に関する法令及び東大阪市財務規則の定めるところにしたがい、上記の金額で契約いたしたく仕様書、関係書類及び見本熟覧の上入札します。

令和8年2月5日

(あて先) 東大阪市長 野田義和

所在地

商号又は名称

職及び氏名

印

(注意)

- 数字は算用数字を用いて下さい。
- 金額は右詰めで記入して下さい。
- 金額の頭部に¥を記入して下さい。
- 金額等の訂正は無効です。
- 記名押印がないのは無効です。
- 鉛筆や消せるボールペン等の訂正が容易な筆記具での記入は無効です。

例

	十億			百万			千			円
					¥	1	2	3	4	5

委 任 状

令和 年 月 日

(あて先) 東大阪市長

委任者（本社又は本市と契約する営業所等）

商号又は名称

所在地

代表者（受任者）職

代表者（受任者）氏名

（本市届出印）

下記の者を代理人と定め、貴市における令和8年2月5日執行の
件名「博物館建設に伴う縄手遺跡第28次発掘調査業務委託」に係る入札及び
見積りの権限を委任します。

記

代 理 人

代理人氏名

（代理人印）

入 札 辞 退 届

(あて先) 東大阪市長

令和 年 月 日

商号又は名称
契約先所在地
代表者(受任者)職・氏名 (本市届出印)

令和8年2月5日10時00分執行の文化財課に係る入札件名「博物館建設に伴う縄手遺跡第28次発掘調査業務委託」について以下の理由により事前辞退いたします。

理由

博物館建設に伴う縄手遺跡第28次発掘調査業務委託仕様書

第1条（適用）

本仕様書は、博物館建設に伴う縄手遺跡第28次発掘調査業務委託（以下「本業務」という。）に適用するものである。

東大阪市（以下「発注者」という。）の市文化財課職員が調査員（以下「市調査員」という。）として縄手遺跡における埋蔵文化財発掘調査を実施するにあたり、発掘調査に必要な各種業務、物品（機械借り上げ、発掘世話役、発掘作業員、及び機材、資材、設備等）を受注者が調達・設置・管理・運営・撤去し、発掘調査を安全かつ効率的に実施・遂行することを目的とする。

第2条（法令及び規定の準用）

本業務では、発注者・受注者は次の関係法規及び事項を遵守しなければならない。

- (1) 文化財保護法
- (2) 文化財保護法施行令
- (3) 文化庁文化財部記念物課発行 『発掘調査のてびき—集落遺跡発掘編—』 2010年
- (4) 大阪府における埋蔵文化財の調査と保護の手引き（H20版）
- (5) 東大阪市会計規則
- (6) 盛土規制法
- (7) 労働安全衛生法
- (8) その他関連計画、法令等

第3条（業務の場所）

東大阪市南四条町951番6から12、952番から956番。調査位置図及び調査トレンチ配置図は別紙1・2のとおり。

第4条（業務の期間）

契約の日から令和9年3月31日までとする。

第5条（業務の仕様、内容）

本業務の仕様、内容は以下のとおりとする。詳細は表以下のとおり。

項目	数量	単位	備考
機械掘削	175	日	運転手、重機の搬入及び回送含む。平爪。バケットは 0.4 m ³ を基本とする。オペレータとも。オペレータの条件は下記のとおり。重機は調査区の堅緻な表土の掘り起こしと埋戻しのみに使用する。排土移動及び処理のため重機は調査

			期間中常駐すること。
発掘作業員	1,820	人	調査期間の延べ人数。発掘調査の人力掘削を行う作業員。人力掘削に必要な発掘道具含む。作業員の条件については下記のとおり。
発掘世話役	178	人	調査期間の延べ人数。調査期間中、常駐のこと。市課調査員の指示を作業員に伝え、その統括を行う。現場進行、安全管理を行う。現場保全、安全管理及び発掘調査にかかる道具一式含む。世話役の条件については下記のとおり。
発掘調査補助員	255	人	調査期間の延べ人数。調査期間中、主に人力掘削の期間に市調査員の指示のもと、測量・図面作成・人力掘削等の現場補助を行う。
排水工	1	式	トレンチ内の湧水、降雨時の排水等の水替え工。水中ポンプ3台。
足場	1	式	3段一連。
ベルトコンベア	1	式	排土の運搬。
仮設トイレ	2	基	大小兼用。汲み取り含む。
現場詰所	1	棟	調査資料・出土品の保管と仮置き。単棟2階建(備品込)。4~5坪程度。市調査員の詰所及び補助員・作業員休憩所。
測量工	1	式	調査地内外の基準点設置、トレンチ内グリッド杭の設置、調査遺構面の測量。トータルステーション1台。写真測量により代用可。空撮3回含む。
養生用シート・土嚢袋	1	式	遺構と遺物、壁面の保護。排土の保護。
電気	1	式	水中ポンプの電源。詰所内の電気。
水道	1	式	遺構の水撒き・遺物洗浄。現場道具の洗浄。詰所内の水道。水道栓あり(有償)。
その他	1	式	調査に必要な消耗品等。
アスファルト撤去・処分。	1	式	25.5m×6mの153m ² アスファルト厚さ8cm・碎石含む改良土厚さ40cm。

第6条 (業務の詳細)

本業務の詳細は以下のとおりとする。

(1) 作業日及び時間

- ① 原則として土日、祝祭日を除いて作業を行う。
- ② 1日の作業時間は、午前8時30分から午後5時00分までの間(昼休憩1時間及び午前10時~10時30分、午後2時30分~3時の小休憩を含む)。なお、8時30分に市調査員による朝礼を行い、発掘調査補助員・作業員の人数管理と1日の調査工程について共有すること。

- ③ 上記で定めた作業日以外に、地元向け見学会 1 日間及び現地説明会 2 日間については土日または祝祭日に作業を行う。
- ④ 上記で定めた作業日以外にも、調査の進捗状況等により調査担当者が作業を実施する必要があると認めた場合は、発注者と受注者で協議の上、作業を実施することができる。
- ⑤ 発掘世話役は作業日において常勤することを原則とする。
- ⑥ 天候不順や市調査員が調査の進行上必要と認めたときは、作業を行わない場合がある。作業を中止する場合は、市調査員がこれを判断し土木一般世話役に連絡する。これを受け、発掘世話役は作業員に連絡することとする。

(2) 人員の要件

- ① 機械掘削はオペレータを含む。なお、同規模の発掘調査の実務経験を有する者とする。
- ② 発掘作業員及び発掘補助員は延べ人数である。配置人数は別表を当初 1 か月は参考の上、次月から 1 か月ごとに作業員予定表を市調査員が提出し、双方協議の上で予定に合わせて作業員・補助員を配置すること。よって、配置人数については調査工程及び現場状況によって別表から増減することがあり変更については双方協議により決定する。
- ③ 発掘世話役を 1 名配置することとする。世話役は、現場の安全管理を行うとともに、必要に応じて人力掘削・市職員の図面作成等の補助を行う。また、埋蔵文化財の発掘調査経験を 5 年以上有する者とする。
- ④ 発掘調査補助員は調査期間中、主に人力掘削の期間に市調査員の指示のもと、測量・図面作成・人力掘削等の現場補助を行う。また、適切に業務を遂行でき埋蔵文化財の発掘調査補助員の実務経験を有する者とする。

(3) 発掘作業工程

市調査員の指示に従い、以下の作業及び作業補助を行う。

- 発掘調査位置及びトレンチ位置は別紙 1 ~ 2 のとおり。調査区を A 区・B 区・C 区に分け、C 区 → A 区 → B 区の順番で調査を進めること。
- ① 表土除去（機械掘削）：遺物包含層もしくは遺構面までの表土及び盛土を重機により除去し、指定する排土置き場に仮置き成形する。なお、初めの C 調査区については地質調査が同時期に重複しているため市調査員の指示に従い指示された場所に仮置きを行うこととする。
詳細は特記仕様書と別紙 4 のとおり。
 - ② 遺物包含層・遺構掘削（人力掘削）：発掘作業員が市調査員の指示した掘削道具を使用して、指示による範囲・状態までの掘削を行う。排土は指定する排土置き場に仮置きする。重機は排土移動及び処理のため調査期間中常駐すること。
 - ③ 記録・写真撮影等：遺構・遺物出土状況等の平面図・断面図・測量図・各種計測値・写真等の記録作成を行う。
 - ④ 雨水・湧水対策：雨水・湧水による遺構の崩壊や遺物の流出、作業環境の悪化などを防ぐため、必要に応じ遺構等をブルーシート・コンパネ等で保護し、作業の障害となる溜水を除去するとともに、調査区内に仮設の排水路を設置し維持管理する。
 - ⑤ 埋戻し：現地調査終了後、市調査員の指示に従い、速やかに埋戻しを行うこと。溜水があ

る場合は水を十分除去してから、適宜転圧を行い、可能な限り現状復旧に努めること。

(4) 現場環境整備

- ① 現場管理と調査進行に必要な以下の仮設物等を整備する。
 - ・仮設詰所（4坪～5坪程度。平屋2階建。調査資材等の仮置き、調査関係者の詰所。電気工事含む。設置・撤去含む）
 - ・仮設詰所内什器（事務机、椅子、冷蔵庫、消火器等）
 - ・仮設トイレ（大2基。水洗・汲取り式とする。設置・撤去・汲取り含む）
 - ・仮設電気及び仮設水道の設置。なお水道は水栓あり（有償）。

(5) 測量業務

発掘調査にかかる測量業務を下記のとおり実施する。詳細については測量業務特記仕様書のとおり。

- ① 測量基準点の設置
- ② 発掘区、グリッドの設定（グリッド杭設置は調査と並行）
- ③ 3級トータルステーション・レベル 一式
- ④ 最終遺構面の主要な遺構の三次元測量
- ⑤ 航空写真測量を3回実施する。各調査区の最終遺構面を対象とする

(6) その他の事項

- ① 受注者は、発掘作業を開始するにあたっては市調査員の指示を受け、必ず市調査員の立会いのもと、実施しなければならない。
- ② 受注者は、業務に先立ち市調査員と十分な協議及び準備を行い、業務を実施しなければならない。十分な協議及び準備とは、現場及びその付近の事前確認、調査工程の確認並びに必要な人員及び物品の確保、現場での安全確保及び埋戻しの方法等についての協議及び準備をいう。
- ③ ハウスや仮設トイレ等の設営と並行して機械掘削が開始できるようにすること。事前に設営をする場合は受注者と協議の上、決定すること。
- ④ 最大掘削深度が2.5mのため、法面勾配1：1を遵守し、深度1.5mごとに幅50cmの犬走をつけること。**別紙3**のイメージ図のとおり。
- ⑤ 発掘調査予定地の一部にあるアスファルト残存についてはアスファルトの撤去及び処理を行うこと。
- ⑥ 調査区下端が3調査区繋がるよう調査すること。最終遺構面にブルーシートを覆い、埋戻しを行うこと。

第7条（現場管理）

- (1) 受注者は労働安全衛生法及びその他の法令を遵守し、常に安全管理・衛生管理に努め、業務の実施場所における労務災害や作業員の健康被害の防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は発注者の指示する場所に、遺跡調査の名称・調査期間・発注者名・受注者等を記入した作業表示板を設置しなければならない。
- (3) 受注者は一般道路や隣接する学校境界等その他必要と認められる箇所には調査標識板等を設置し、安全管理に努めなければならない。
- (4) 地域住民との必要な折衝は、受注者が行うものとし、あらかじめその概要を市調査員に

報告しなければならない。また、苦情や意見について適宜対応し、遅滞なく市調査員に報告しなければならない。

(5) 受注者は業務の実施場所の防犯対策について、適切な措置を講じなければならない。

第8条（その他の事項）

- (1) 受注者は、業務着手前に作業実施計画書及び作業工程表を提出し、承認を得なければならぬ。業務着手後、速やかに業務着手届を提出するとともに、業務完了後は、業務完了届を提出すること。
- (2) 前記「第6章 業務の詳細」(2)人員の要件について、受注者は業務着手前に規定の条件を証明する個人経歴書を提出し、承認を得なければならぬ。
- (3) 受注者は、契約期間内に本業務が履行できるよう、工程管理を行わなければならぬ。このため、受注者は作業日報、作業月報を整備し、月ごとにその内容の確認を得ること。
- (4) 本業務の全部を一括して再委託してはならない。業務の一部を第三者に委任するときは、あらかじめ書面により市の承諾を得なければならぬ。
- (5) 重要な遺構が検出された場合に、その遺構を保護もしくは剥ぎ取り等で移設すると判断される場合がある。その際には別途協議すること。
- (6) 調査期間については現場の状況により開始時期及び終了時期が変更する可能性があるため、別途協力すること。
- (7) 盛土規制法の事務手続きについて、発注者の指示に従い必要な図面資料を提供すること。

特記仕様書

第1条（総則）

本仕様書は、東大阪市(以下「発注者」という。)が実施する「博物館建設に伴う縄手遺跡第28次発掘調査業務委託」(以下、「本業務」という。)に関する特記仕様書である。

第2条（地質調査）

(1) 調査開始から約10日間（実働）は同敷地内で別途実施予定の地質調査と重複するため、その期間については双方の調査を円滑かつ安全に遂行するために協力すること。重複する期間の地質調査スケジュール及び地質調査地点は別紙4のとおり。

・想定スケジュール（別紙4参照）

地質調査現場作業 5月上旬から6月上旬

発掘調査現場作業 5月下旬から（予定）

(2) 上記の期間の機械掘削及び人力掘削においては地質調査箇所の専有範囲に影響がない場所に排土の仮置き・移動をすること。またその場所については市調査員の指示に従うこと。

(3) 調査着手前に、発注者と受注者と地質調査業者の三者で事前協議を行い、スケジュールや調査工程について決定すること。

第3条（見学会等の対応）

(1) 現地説明会

A調査区からC調査区の調査のうち、調査後半の時期の土曜日に現地説明会を実施する。現地説明会の実施にあたっては事前の準備や安全管理、動線の確保など設営に協力すること。また当日は別表1のとおり、案内や安全管理のためのスタッフとして発掘一般世話役や作業員が従事すること。

(2) 地元向け現場見学会

発注者の指定する休日に地元向けの現場見学会を実施する。発掘調査の作業風景を公開することを目的としているため通常の作業を遂行すること。また見学者の安全確保に努め、配慮すること。

(3) 学校園向け現場見学会（社会科見学）

発注者の指定する平日の1週間の期間において学校園向けの現場見学会を実施する。発掘調査の作業風景を公開することを目的としているため通常の作業を遂行すること。また見学者の安全確保に努め、配慮すること。

(4) 一般向け現場見学会

発注者の指定する平日の任意の時間帯に一般向け現場見学会を実施する。発掘調査の作業風景を公開することを目的としているため通常の作業を遂行すること。また見学者の安全確保に努め、配慮すること。

(5) 発掘体験会イベント

10月中旬から下旬頃の休日に発掘体験会イベントを予定している。そのイベント実施にあた

り、安全対策等の協力すること。イベント詳細については別途協議すること。

第4章（近隣学校園の対応）

調査地は縄手小学校・中学校に隣接しているため、学校との調整の中で生じる対応については適宜、市調査員の指示に従い対応すること。なお学校園との調整等は発注者が行うものとする。

埋蔵文化財調査計画書

1 調査事業名	博物館建設に伴う縄手遺跡第28次発掘調査
2 調査期間	自 令和8年5月25日 至 令和9年3月31日（内、実働178日間・現地説明会含む）
3 調査の場所	東大阪市南四条町951番6から12、952番から956番 旧東大阪市立埋蔵文化財センター敷地内
4 調査予定人員	機械掘削175日、調査補助員255人 世話役1人×178日、作業員1,820人【別紙内訳】
5 調査対象面積	約1756.52m ² （調査面積上端1756.52m ² 、下端1118.05m ² ） 調査区3分割 A調査区 上端660.96m ² 下端354.87m ² B調査区 上端644.04m ² 下端366.21m ² C調査区 上端727.92m ² 下端396.97m ²
6 調査担当者	西山 集
7 調査依頼者	東大阪市 東大阪市長 野田 義和 (担当課) 人権文化部文化室文化財課 TEL 06-4309-3283
8 調査実施者	東大阪市人権文化部文化室文化財課

9 調査計画の概要

- (1) 本発掘調査の範囲は、別添図面のとおりとする。文化財課職員立会いのもと、地表下平均1.1mまでを機械で掘削して、人力掘削により地表下平均1.1～2.5mまでの遺構とその間の遺物の検出作業を図る。検出した遺物の出土状況や遺構については、写真撮影のほか、必要に応じて記録・図面を作成する。また、調査地の土層断面の写真撮影と図作成を適宜行なう。ただし、確認調査の結果、一部調査範囲や掘削深度、期間の変更が生じる場合がある。その場合は双方協議し、変更契約した上で本発掘調査に着手する。
- (2) 休日（土曜日・日曜日・国民の祝日・休日）および東大阪市条例で指定した休業日は、原則調査作業を行なわないものとする。作業を行う日については仕様書第6条のとおりとする。また、雨天等で現場作業が困難と判断される場合は、作業を終日または途中で中止することがある。日程や日数の変更等は両者協議の上で行なうことがある。
- (3) 本発掘調査の着手前に、調査範囲に重複しているアスファルト（厚さ8cm）及び碎石（改良土含む厚さ40cm）をはり、撤去・処分すること。範囲は25.5m×6mの約153m²を対象とする。
- (4) 現地調査を行なうにあたり、調査受注者は現場保全のために必要な安全対策を講じ、発掘調査工事に伴う近隣対策を併せて行なうこととする。また、調査の

進行にあたり、調査実施者と調査受注者とは連絡を密にする。

(5) 現地説明会を2回、その他現場見学会等を実施する。現地説明会は休日に実施するが、その際の案内や安全管理に従事することがある。詳細については双方協議の上、決定する。現地説明会従事も日数に含む。

新博物館建設に伴う縄手遺跡第28次発掘調査

発掘調査・調査工事等明細一覧

工事名	員数	内容	備考
機械掘削	一式	バックホウ 0.4 m ³ 程度。オペレーター付、燃料代含む。 掘削重機、バケットに平爪を装着すること。 平均深度 1.1m。発掘調査期間（195日）は常駐すること。 機械掘削・埋め戻し工 18日（機械掘削3日+埋戻し3日×3調査区） 調査の状況によって機械掘削を行う。また排土運搬も行う。	調査の安全を図るため法面をつける。機械掘削に従事するオペレーターの員数は下記人力掘削の作業員員数に含めない。別途用意すること。
人力掘削	一式	平均掘削 1.9m。発掘調査の経験のある作業員で、特に土坑・ピットなど遺構掘削の経験のある作業員。 現場監督員（現場着手から終了まで現場に常駐する監督員）1人×178日、 1日平均 6～11人×195日=1820人 調査補助員 1～2人×160日=255人 （補助員は機械掘削・埋め戻し日以外）	作業員員数は厳守すること。 各内訳は別表1のとおり。
排水工	一式	トレンチ内の湧水、降雨時の排水等の水替え工。 3台。	
足場	一式	3段一連。	
ベルトコンベア	一式	排土の運搬。	
仮設トイレ	2基	大小兼用。汲み取り含む。	
現場詰所	1基	調査資料・出土品の保管と仮置き。単棟2階建（備品込）。4～5坪程度。調査員の詰所及び補助員・作業員休憩所。	
測量工	一式	調査地内外の基準点設置、トレンチ内グリッド杭の設置、調査遺構面の測量。トータルステーション1台。写真測量により代用可。 空撮 2回含む。	
養生用シート・土嚢袋	一式	遺構と遺物、壁面の保護。	
電気・水道	一式	水中ポンプの電源。詰所内の電気。	
その他	一式	調査に必要な消耗品等。	
アスファルト撤去・処分	一式	25.5m×6m の 153 m ² アスファルト 8cm・碎石含む改良土 40cm	

東大阪市

*各項目は、代替え可。相互協議の上で決定すること。

新博物館建設に伴う縄手遺跡第28次発掘調査

発掘調査工程表

令和8年度		実働178日			
		5月	8月	11月	3月
発掘調査					
	C調査区 機械掘削工 ■■ 地質調査 □□□ 人力掘削工 ■■■■■■■■ (遺構面精査・写真撮影・実測を含む) 埋戻し工 ■■				
	A調査区 機械掘削工 ■■ 人力掘削工 ■■■■■■■■ 埋戻し工 ■■				
	B調査区 機械掘削工 ■■ 人力掘削工 ■■■■■■■■ 埋戻し工 ■■				
	各調査区の完掘後、内2回現地説明会を実施予定(8月初旬、12月上旬、2月下旬の土日)。 C調査区の途中に学校園、地元向けの現場見学会を実施する。				